



Contents

P2 フォトギャラリー

P3 トピックス

- (1) 「第 9 回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」の開催について
- (2) NISA 口座をお持ちの方へ：ご利用の金融機関にマイナンバーの告知をお願いします。
- (3) NISA・ジュニアNISA口座の利用状況に関する調査結果について
- (4) 「決済高度化官民推進会議」(第 3 回)の開催について
- (5) 「監査報告書の透明化」について
- (6) 「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績について

P6 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い

P9 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

P10 お知らせ

トピックス

(1)「第9回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」の開催について

平成 29 年 6 月 12 日に第9回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を開催しました。

当懇談会は、改正貸金業法完全施行後の貸し手・借り手の状況をフォローしつつ、今後取り組むべき施策等について検討するため、平成 24 年 9 月に多重債務者対策本部の下に設置されたものです。

第9回懇談会においては、多重債務者対策を巡る現状及び施策の動向について報告が行われた後、新たな課題への対応として銀行カードローンに係る取組みや、ギャンブル等依存症対策の動向などについて報告がありました。また、有識者で構成される各構成員からは、資料の提出や報告があり、その後、自由討議が行われました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「[報道発表資料](#)」から「[第9回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の開催について](#)」及び首相官邸ウェブサイトの「[多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会](#)」にアクセスしてください。

(2)NISA 口座をお持ちの方へ:ご利用の金融機関にマイナンバーの告知をお願いします。

NISA 口座をお持ちの方が、来年1月以降に NISA で買付け・買増しをするには、金融機関へのマイナンバーの告知等の手続きが必要です。

マイナンバーの告知は、本年9月末までに行っていただくと便利です。9月末までであればマイナンバーの告知（注）だけですが、10月1日以降は、金融機関に「非課税適用確認書の交付申請書」を提出いただく必要があります。また、年末が近付くと、新年当初からの買付けには間に合わないこともあり得ます。

なお、マイナンバーの告知がない場合でも、NISA 口座は失効しません。口座内で既に保有している金融商品は、引き続き、非課税で保有できますし、売却も自由です。NISA 口座自体もなくなりません。

まだマイナンバーの告知がお済みでない方は、早めのお手続きをお願い致します。

（注）マイナンバーの告知にあたっては、マイナンバーの通知カードかマイナンバーカード、本人確認書類等をご用意いただく必要があります。詳しくは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

(3)NISA・ジュニアNISA口座の利用状況に関する調査結果について

金融庁では、NISA（少額投資非課税制度）について、今般、「NISA口座の開設・利用状況調査（平成28年12月末時点（確報値）」を実施し、平成29年6月14日、その結果について公表しました。

【調査結果（平成28年12月末時点（確報値））のポイント】

○ NISA

- ・ 口座数は、約1,061万口座
(平成28年9月末時点より1.2%増（約12.3万口座）)
- ・ 買付額は、約9兆4,096億円
(平成28年9月末時点より6.2%増（約5,504億円）)

○ ジュニアNISA

- ・ 口座数は、約19万口座
(平成28年9月末時点より11.3%増（約2万口座）)
- ・ 買付額は、約288億円
(平成28年9月末時点より41.7%増（約85億円）)

NISAは、広く国民のみなさまに投資への関心を持っていただき、家計の中長期的な資産形成を促進していくとともに、日本経済の成長資金の供給拡大を図ることを目的として、平成26年1月から導入されました。

NISAについては、平成28年12月末時点（確報値）で、口座数は約1,061万口座、買付額は約9.4兆円となるなど、着実に普及が進んでいます。

また、ジュニアNISAについては、平成28年1月から口座開設が開始し、4月から実際に投資が可能となりました。現状では、口座数は約19万口座、買付額は約288億円となっています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイト内の「NISA特設ウェブサイト」から「NISAとは？」→「データ集」→「[平成28年12月末時点（確報値）（平成29年6月14日公表）](#)」にアクセスしてください。

(4)「決済高度化官民推進会議」(第3回)の開催について

決済業務の高度化は、経済の発展に大きな影響を及ぼすものであり、Fintechの動きが進展する中、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、強力に決済インフラの改革や金融・ITイノベーションに向けた取組みを実行していくことが重要です。

平成27年12月に金融審議会「決済業務の高度化に関するワーキング・グループ」報告書で示された課題（アクションプラン）の実施状況をフォローアップし、Fintechの動きが進展する中で決済業務の高度化に向けた取組みを継続的に進めるため、「決済高度化官民推進会議」（座長：森下哲朗 上智大学法科大学院教授）を設置しました。

平成29年6月21日（水）に第3回会合が開催され、全国銀行協会より銀行システムのXML電文化による金融EDIの推進に向けた対応が順調に進んでいることや、今後これを起点として

「電子手形・小切手への移行」や「税・公金収納の効率化」も含めた、企業の財務・決済プロセス全体の高度化を進めていくこと等について説明がありました。また、日本商工会議所より中小企業の生産性向上に向けた Fintech 活用の観点を踏まえて、XML 化（金融 EDI）やオープン API を積極的に推進すること及び電子手形・小切手への移行や税・公金収納の効率化の重要性について、産業界の立場から説明がありました。

なお、決済高度化官民推進会議に係る資料につきましては、金融庁ウェブサイトにて公表しています。

※詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[審議会・研究会等](#)」の中の「[決済高度化官民推進会議](#)」にアクセスしてください。

(5)「監査報告書の透明化」について

1. 経緯

現在、監査人が作成する監査報告書における記述は、財務諸表の適正性についての意見（監査意見）に限られ、それ以外の記述は限定的となっています。

このような中、監査報告書において、監査意見の表明に加え、監査人が着目した会計監査上のリスクなどを記載する「監査報告書の透明化」について、昨年3月に公表した「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言において、イギリスなどでは、監査人が着目した虚偽表示リスクなどを記載する制度が導入されており、株主等に対する情報提供を充実させる観点から、我が国においても検討を進めるべきとされました。

このため、昨年9月より5回にわたり、関係者（日本経済団体連合会、日本監査役協会、日本証券アナリスト協会、日本公認会計士協会、金融庁）による意見交換を実施し、今般、意見の取りまとめを行いました。

2. 意見交換における議論の概要

「監査報告書の透明化」については、意見交換の参加者から、

- ・ 監査人がどのような会計監査上のリスクに着目し、どう対応したかが開示されることにより、監査報告書の情報価値が高まる
- ・ 会計監査に関する投資家の理解が深まることにより、企業と投資家の対話の充実が促される
- ・ 企業と監査人の間で、会計監査上のリスク等に関するコミュニケーションの更なる充実が図られる

といった意義等が指摘される一方、議論すべき実務上の課題も指摘されました。

3. 意見交換を踏まえた今後の検討の方向

関係者による意見の取りまとめにおいては、「監査報告書の透明化」の導入が国際的に進められる中で、我が国においても会計監査の透明性向上は重要な課題であり、今後、企業会計審議会において、「監査報告書の透明化」について具体的な検討を進めていくことが期待されるとされました。

金融庁としては、今般の取りまとめを踏まえ、夏明け以降に、企業会計審議会において「監査報告書の透明化」について具体的な検討を進めていきたいと考えております。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から、「[監査報告書の透明化について](#)」（平成29年6月26日）にアクセスしてください。

(6)「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績について

金融庁では、「経営者保証に関するガイドライン」を融資慣行として浸透・定着させていくことが重要であると考えており、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用に向けた取組みを促しているところです。

今般、ガイドラインの更なる活用促進を図る観点から、民間金融機関における平成28年度のガイドラインの活用実績（代表者の交代時における対応については平成28年10月～平成29年3月末）を取りまとめ、6月28日に公表しました。

民間金融機関^(※1)における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

	平成27年度	平成28年度
① 新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	425,709	475,563
② 経営者保証の代替的な融資手法 ^(※2) を活用した件数	407	533
③ 保証契約を解除した件数 ^(※3)	31,701	41,742
④ 合計【④＝①＋②＋③】	457,817	517,838

	平成27年度	平成28年度
⑤ 保証金額を減額した件数	15,852	16,361

	平成27年度	平成28年度
⑥ メイン行 ^(※4) としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	207	231

	平成27年度	平成28年度
⑦ 新規融資件数	3,574,408	3,517,402
⑧ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【⑧＝(①＋②)／⑦】	11.9%	13.5%

【代表者の交代時における対応】

	平成28年10月～29年3月
⑨ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	1,824
⑩ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	5,741
⑪ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	4,820
⑫ 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	11,488

※1 「民間金融機関」とは、主要行9行、その他銀行23行、地域銀行106行、信用金庫265金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合152組合（全国信用組合連合会を含む）の合計555機関。

※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。

※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。

※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。

(注) 平成27年4月以降の活用件数については、金融機関からの報告対象を明確化し、中小企業向けに限定する一方、ガイドラインの適用開始前から元々無保証融資を行っていた顧客に対する新規無保証融資等を一律に計上することとしたため、平成27年3月以前の活用件数と比較することは困難である。また、平成28年10月以降から調査項目に、代表者の交代時における対応(⑨～⑫)を追加している。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「政策・審議会等」の中の「[銀行等預金取扱金融機関関係『経営者保証に関するガイドライン』の積極的な活用について](#)」にアクセスして下さい。

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

(1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- ・ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスをすることや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- ・ こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関与しないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- ・ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。
- ・ ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- ・その信用力などが保証されているものではありません。
- ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- ・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X：03-3506-6699

（2）皆様からの情報提供が市場を守ります！

（イ）情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

（注）個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直 通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※ I P 電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
金融商品の不適切な勧誘
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

郵送・FAXの場合はこちらまで 〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央会館庁舎第7号館 FAX:03-5251-2136
 証券取引等監視委員会は国の機関です。情報提供者のプライバシーは厳守します。

SESC 証券取引等監視委員会
 Securities and Exchange Surveillance Commission
 "for investors with investors"

(ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン
<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>
 直 通：03-3506-6627
 電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口
<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>
 直 通：03-3581-9854
 F A X：03-5251-2198
 電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

このコーナーは、平成 29 年 6 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています（多い順）。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [審判手続状況一覧](#)
- [平成 29 年度課徴金納付命令等一覧](#)
- [課徴金制度について](#)
- [課徴金関係法令・訓令](#)
- [株式会社クロニクルに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について](#)
- [「顧客本位の業務運営に関する原則」の確定について](#)
- [金融庁について](#)
- [都道府県の中小・地域金融機関情報一覧](#)
- [入札公告等](#)

お知らせ

(1)金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

平成 27 年 9 月に公表した「平成 27 事務年度 金融行政方針」に基づき、金融庁が金融行政を遂行するに当たり、金融を取り巻く内外の環境変化に遅れをとらず、先取りする態勢を構築する観点から、金融行政に対する率直な意見・提言や批判等を金融行政に継続的に反映させる仕組みを構築するため、「金融行政モニター」を 1 月 29 日に設置いたしました。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいところのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6 名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等（匿名の場合であっても提出していただくことができます。）を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

金融行政モニター委員（敬称略）

井上 聡 弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）

翁 百合 (株)日本総合研究所 副理事長

神田 秀樹 学習院大学法務研究科教授

永沢 裕美子 フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）事務局長

米山 高生 東京経済大学経営学部教授

和仁 亮裕 弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

井上 聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)	(敬称略)
翁 百合	株式会社総合研究所 副理事長	
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授	
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)事務局長	
米山 高生	東京経済大学経営学部教授	
和仁 亮裕	弁護士(伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー)	

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者
シンクタンク

金融機関及び
その職員

金融庁に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gvouseigoiken.html>

ご意見等提出方法: 電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号: 0570-052100(ナビダイヤル)

(IP電話は、03-3501-2100)

FAX番号: 03-3506-6699

ウェブサイト: 上記URL参照

郵送先:

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1

金融庁金融サービス利用者相談室

「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gvouseimonitor.html>

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

kinyugyouseimonitor@fsa.go.jp

※ 英語でのご意見等も受け付けております。

金融行政モニター



- 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等については、金融庁職員が関与することなく、金融行政モニター委員に直接届けられ、ご意見等の提出者の同意がない限り、金融庁職員が閲覧することはございません。(いただいたご意見等については、金融行政モニター委員及びその補佐を行うために特別に任用されたスタッフ以外には伝達しない等、金融庁の規則を定め、厳正かつ適切な守秘義務を課しております。また、匿名の場合であってもご意見等を提出していただくことができます。)
- いただいたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされた後、今後のよりよい金融行政の遂行のため活用させていただきます。
- 金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、いただいたご意見等のうち、主な意見等の概要を定期的に公表いたします。なお、公表にあたっては、ご意見等の提出者の同意があるものに限る公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表といたします。

金融行政関係者

- 金融行政にご意見等をお持ちの方
- 事業会社
- 学識経験者、シンクタンク
- 金融機関及びその職員

金融行政全般に関する意見・提言や批判等提出
※金融庁に対し、直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政全般に関する意見・提言や批判等をメールにて提出
※金融行政モニター委員に対し、直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政モニター受付窓口
※金融庁職員は関与しない

金融行政ご意見受付窓口

金融行政モニター委員
寄せられた意見等に対し、見解を付す

金融庁幹部等
今後の金融行政へ反映

金融庁HP
寄せられた意見等の概要を定期的に公表

必要に応じて、意見等の提出者と面会

日頃の業務等を通じ、直接意見を交換

フィードバック及び意見交換

※意見等を提供

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「**金融行政モニター**」にアクセスしてください。

(2) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

●以下のような点について、ご質問・ご相談等はありませんか。

1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容

●各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。

●ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

《受付時間》

平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

(3) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



(4) メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など
- 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報が、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
証券取引等監視委員会	<u>「メールマガジン配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
公認会計士・監査審査会	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
調達情報	<u>「調達情報メール配信サービス」</u>	—

